

平成28年(ヨ)第1号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行禁止仮処分命令申立事件

債権者 岩下和雄 外

債務者 長崎県 外

## 第6準備書面 (被保全権利についての追加主張)

2016年(平成28年)8月6日

長崎地方裁判所佐世保支部 御 中

債権者ら訴訟代理人

弁護士 馬 奈 木 昭 雄

同 板 井 優

同 平 山 博 久

外

### 第1 債権者らが主張する被保全権利

本件申立において債権者らが主張する被保全権利は、(1)生命・身体の安全、(2)人間の存在そのもの、(3)人格権および(4)税金を有効かつ適切に利用される権利である。そして、人格権の一部として、①生命・身体の不安におびえず平穏に生きる権利、②人間の尊厳を維持して生きる権利、③良好な環境の中で生活を営むまたはその環境を享受する権利を主張する。そのため、債権者らの主張する被保全権利は上記のとおりであり、土地所有権は被保全権利に含めていない。

石木ダム本体工事および付け替え道路工事その他関連工事は、債権

者らのこれらの権利を侵害するため、工事の差し止めが認められる。

## 第2 人格権に基づく差し止め請求について

### 1 行訴法44条との関係について

仮処分命令申立書32頁でも述べたが、債権者らの主張する被保全権利は個々人の人格の尊厳に直結する権利であるためその侵害は許されず、第一には、これらの権利がダム工事によって侵害される以上、即座に工事の差止めが認められなければならない。

そして、債権者らが主張しているのは、これらの権利侵害の事実による工事差止め、人格権等に基づく差止め請求であって、仮に債務者佐世保市の主張する要件によるとしても、「先行する行政処分の違法を主張して公共工事の差止めを求める」ものではない。

そのため、本件仮処分申し立てができることは、行訴法44条とは矛盾しない。

### 2 差し止め請求の可否には侵害行為の必要性が判断されること

一方、人格権に基づく工事差止め請求では、①侵害行為の態様、侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、②侵害行為の持つ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度を比較検討するほか、③侵害行為の開始とその後の継続の経過および状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の事情を総合考慮するとされている。

そのため、差止の可否を判断するに、当然に、侵害行為の必要性は審理されるのであり、明らかに必要性のない工事であるならば差し止め請求は認容される。

### 3 以上については、債務者佐世保市および長崎県の主張に対する反論という形で、当月末に提出する第7準備書面で詳述する。

以上